

vol.5

『令和5事務年度 所得税及び消費税調査等の状況』

こんにちは、税理士の松谷泰子です。

みなさんは、名古屋国税局が報道発表している「令和5事務年度 所得税及び消費税調査等の状況」という資料をご存じですか。国税庁ホームページで公表されています。

令和5事務年度というのは、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間のことです。会計年度は4月1日から3月31日までなのですが、国税には事務年度というものがあり、人事異動も7月に行われます。

私が国税局に勤務していた時に、この報道発表資料を作成していましたので、今回ご紹介します。

選定にA Iを活用するなど、効率的に調査を行った結果、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は過去最高を記録

所得税の調査等の状況の項目の見出しあはこれでした。そして、「実地調査」の件数や1件当たりの追徴税額は、前年よりも増加していると説明しています。名古屋国税局管内での「実地調査」と「簡易な接触」の合計件数は60万5千件（前事務年度63万8千件）、追徴税額は1,398億円（前事務年度1,368億円）、そして、実地調査の1件当たりの追徴税額は175万円となっています。

（イヤだとは思いますが）想像してみてください。あなたのところに税務調査が来たとしたら、どのくらいの追徴税額があると思いますか。（もちろん、来ないのが一番！！）

最初の調査連絡の時には、まず3年間分の調査を行うという連絡があるかと思いますが、その調査の中で過去にも間違っていることが把握された場合には、仮装や隠ぺいなどがなくても、5年さ

かのぼることがあります。そうすると、ちゃんと申告しているから心配ないとは思いますが、175万円はあり得る金額だといえそうです。

さらに、消費税の1件当たりの追徴税額は97万円となっているので、今後の確定申告も、大きな間違いがないようにせねば、ですね。

A I選定も活用しているということもアピールしているので興味深いですね。

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

こちらも毎年発表されていますが、今回の1位は「ブリーダー」でした。2位が愛がん動物小売業となっているので、コロナでペットブームが起きていたのかな？などと、想像したりできますね。このランキングは10年間分が公表されていて、10年前の1位はキャバレーでした。見てみると、税務署が様々な業種に着目しているのが分かると思います。

そのほか、トピックス（主な取組）として、名古屋国税局の取組が紹介されています。

富裕層、海外投資、インターネット取引、無申告、消費税の還付申告とありました。これらは、以前から継続して取り組んでいることだと思います。所得税だけでなく法人税や相続税も、同様の発表をしています。ご興味のある方は見ていただくと、税務署がどのような動きをしているかを垣間見ることができるかもしれません。



DATA

松谷泰子税理士事務所

松谷 泰子（まつたに やすこ）

〒 462-0837

名古屋市北区大杉三丁目8番1号

電話：052-913-9250



Amazon



Rakuten ブックス